

ID: 400

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第16条(第30条第3項、第32条第3項、第53条、第56条第3項及び第60条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成18年条例第189号

【根拠条文】

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

【基準】

根拠条文及び名寄市営住宅管理条例施行規則第11条の規定による。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第11条 条例第16条(条例第30条第3項又は条例第32条第3項で準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による家賃の減免は、市長が認定した収入に非課税収入を加えた額(以下「総収入額」という。)が生活保護法に基づき市長が別に定める基準額(以下「減免基準額」という。)に対する割合以下の場合に行うことができる。

- 2 入居者又は同居者が長期にわたる疾病により容易に回復し難い場合又は災害等により甚大な損害を受けた場合、その他特別な事情がある場合で、市長が認定したそれらに係る支出を総収入額から減じた額が減免基準額に対する割合以下の場合に減免することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく住宅扶助を受けている入居者について、現に納付すべき家賃の月額が住宅扶助の支給限度月額を超えるときは、当該超える部分の家賃を減免することができる。
- 4 入居者が老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び生活保護法に規定する世帯(老人については60歳以上)については、当該世帯の総収入額が減免基準額に対する割合以下の場合に家賃を減免することができる。
- 5 家賃の徴収猶予については、条例第16条の規定によるほか、入居者又は同居者の収入が一時的に減少したときに行うことができるものとする。
- 6 前項の規定による家賃の徴収猶予は、3月を超えて猶予の期間を定めることができない。ただし、市長が必要と認める場合であって徴収の猶予に係る家賃を分納する場合にあっては、1年を超えて猶予の期間を定めることができないものとする。
- 7 第1項又は第5項の規定に該当することにより、家賃の減免を受けようとする者は名寄市営住宅家賃(敷金)減免申請書(様式第15号の1)により、家賃の徴収猶予を受けようとする者は名寄市営住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書(様式第15号の2)により申請しなければならない。
- 8 市長は、前項の規定による申請があったときは、家賃の減免が適当であると認めるときは1年以内の期間を定めてこれを承認することができるものとする。

9 条例第18条第2項の規定による敷金の減免又は徴収猶予については、前各項の規定を準用する。

名寄市営住宅使用料減免基準を定める規則による。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日